

**【平成 26 年度】**  
**社会福祉制度・施策に関する提言**

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会  
政 策 提 言 委 員 会



## はじめに

今回で4回目となる本提言集では、平成27年度から大きな変革期を迎える福祉関連施策を見据え、直近で動きのある法制度・施策を柱として提言をまとめました。

神奈川県内の福祉関係者の皆様には、提言の実現や課題の解決に向けて、それぞれの分野を超えて連携・協働を進めていただき、地域福祉の推進に引き続きご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

この提言が、会員関係者の皆様の活動の発展と、県民の皆様の福祉向上への一助となれば幸いです。

平成26年9月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

会 長 篠 原 正 治

# 目次

政策提言活動の背景について . . . . .	1
政策提言	
1 生活困窮・生活保護に関する提言 . . . . .	4
2 高齢福祉に関する提言 . . . . .	8
3 障害福祉に関する提言 . . . . .	11
4 子ども・若者・家族福祉に関する提言 . . . . .	15
5 権利擁護に関する提言 . . . . .	19
6 福祉人材の確保・定着・育成に関する提言 . . . . .	22
7 社会福祉法人制度に関する提言 . . . . .	25
今後の施策展開に向けて	
(国・神奈川県・市町村へ期待すること) . . . . .	27
部会・協議会・連絡会等からの提言 . . . . .	31
参考資料	
(政策提言委員会設置要綱、委員名簿) . . . . .	45

## 政策提言活動の背景について

- 国は、2025年をめどとする「地域包括ケアシステムの構築」と「持続可能な社会保障制度の確立」を提唱しています。また、本年1月には障害者権利条約が批准され、さらに、平成27年度には「生活困窮者自立支援法」「子ども・子育て関連3法」の施行と「介護保険制度」の改正を控え、平成28年度には改正された「障害者雇用促進法」「障害者差別解消法」が施行されるなど、福祉関連施策が大きな変革を遂げようとしています。こうした施策の主たる方向性は、地域の自主性や住民主体・当事者主体、在宅福祉であり、その考え方は私たちが目指している地域福祉の推進にほかなりません。
- 一方で、人口構造・世帯構成の変動や家庭機能の変容、地域社会における人間関係の希薄化などによる共助の脆弱化、不安定な雇用形態による経済活動からの阻害等により生じている、貧困やひきこもり、虐待の問題など、社会的孤立や社会的排除が背景にある福祉課題・生活課題は複雑化・多様化し、一段と深刻さを増している中で、既存の制度やサービスだけでは対応することが難しい狭間の問題が顕在化しています。
- 本会の会員である、県内の法人・社会福祉施設や関連機関・団体、民生委員児童委員、保護司、市町村社協などの社会福祉関係者は、さまざまな制度に基づくサービスや支援のほか、地域への社会貢献活動などを通じ、こうした制度の狭間にある方々の存在を認識し、それぞれの立場で課題解決に向けた取り組みを進めてきました。
- こうした課題の解決には、現在の制度化されている福祉サービスのさらなる充実・発展や柔軟な運用、それを維持していくための安定した財源の確保が必要であるとともに、行政による取り組みだけでなく、社会福祉関係者や住民、ボランティアなど、地域社会のあらゆる構成員が地域福祉の担い手として、それぞれの役割を果たし、相互に連携・協働する体制を整えていく必要があります。
- 県や市町村においては、こうした動きに応えるべく、具体的な施策立案・実行に向けた検討が行われているところですが、財政状況や社会的資源、人的資源が厳しい状況下にあっては、必要なサービス量に対応が追いつかず苦慮している地域も少なくありません。

- 私たち福祉関係者も、真の地域福祉を実現していくためには、公の取り組みを待つばかりではなく、日頃の実践の中で把握する課題を明らかにするとともに、その解決に向けた取り組みに関して積極的に協働していくことが大切です。
  
- 4回目を数える本年度の提言集は、特に平成27年度からの国の法制度の施行や改正、それに伴う地方自治体の計画立案のタイミングを見据え、本会会員の声を聞き、私たち福祉関係者が種別・分野を超えて協力し合い、主体的に取り組むを進めるべきことについて整理を進めました。

福祉関係者による取り組みをさらに一歩進め、公私協働の取り組みとして同じ方向に向かっていくために、福祉現場の直面する課題や提言項目を分野ごとに整理し、最後に、今後の施策展開に向け、国・県・市町村へ期待することを「今後の施策展開に向けて」としてまとめています。

---

# 政策提言

---

## 政策提言 1 生活困窮・生活保護に関する提言

### 【着目する法制度・施策】

- 生活保護法の改正
- 生活困窮者自立支援法
- 子どもの貧困対策推進法
- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
- 生活福祉資金貸付制度、臨時特例つなぎ資金貸付制度

### 【福祉政策の動向】

失業・病気・家族の介護等をきっかけに生活困窮に陥る人や、低所得により家族をつくることができず、老後の備えをする余力のないまま、単身で老齢期を迎える人たちが増えている。OECD（経済協力開発機構）によると、2000年代半ばにおいて、我が国の子どもの相対的貧困率(\*)はOECD加盟国30か国中12番目に高く、OECD平均を若干上回っており、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）のうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率はOECD加盟国中最も高い。また、世帯所得により義務教育後の就学状況に差異があるなど、貧困の連鎖に苦しむ子ども・若者の存在も明らかになっている。

そこで国では、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うために「生活保護法」を見直し、平成25年に法改正が成立した。また、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、必要に応じて生活保護受給者も活用することのできる新たな支援の仕組みづくりに向けて、「生活困窮者自立支援法」を打ち出し、この二法の動きに併せて、貧困の連鎖を防ぐことを国の責務として明らかにした「子どもの貧困対策推進法」を整備している。

一方、平成20年のリーマンショックを発端とした厳しい経済・雇用情勢を受けて、生活福祉資金貸付制度は、従来の経済的支援から、就業支援までを含めた幅広い支援へと拡大された。改正前に比べ、制度全体の貸付決定件数は2.5倍以上と高い水準で推移している。

※相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。子どもとは17歳以下の者を指す。（出典：厚労省「平成25年版 子ども・若者白書」）

## 【福祉現場の直面する課題】

### （自立相談支援、就労支援、中間的就労）

- ひとり親世帯、生活福祉資金借受者、刑務所等矯正施設出所者など、経済的に厳しい生活状況に置かれ、親族や近隣住民等による日常的なかかわりを期待できず、地域から孤立している人たちの多くは、適切な場面での相談・制度利用につながっていない。
- 母子生活支援施設を利用した後、就労や経済的自立による生活保護の縮小・廃止につながっても、きわめて低い収入しか得られず、施設退所に伴い転居費用や保育料が発生すること、所得制限により児童扶養手当が減額されたことで、生活がますます厳しいものとなっている。
- 生活のしづらさが「個人の問題」と捉えられ、地域課題として共有する場が少ない。民生委員児童委員や保護司等が生活課題に気づき、福祉事務所等につなげて、すぐに対応できる人的体制になく、地域の見守り支援にかかる負担が大きい。
- 婦人保護施設が定員割れを起こしている一方、ホームレス支援施設には移行先の見つからない女性利用者が数十名いるなど、地域の実情に対して運用のあり方に矛盾がある。各市町村では、既存の法制度との整合性など、生活困窮者支援の取り組みを模索しているが、予算・事業のあり方等のめどが立っていない。
- 総合支援資金を中心に、その地域に長く生活していない・しないであろう世帯への貸付も多く、所在確認の調査を含め、債権管理において量・質共に業務が難しい。

（母子生活支援施設協議会、更生福祉施設協議会、民生委員児童委員部会、保護司部会、市町村社協部会、本会（地域福祉推進部生活支援担当、かながわ権利擁護相談センター「あしすと」））

### （貧困の連鎖の防止）

- 保護者から基本的な生活習慣や躰を受ける機会がないままに成長し、情緒不安定な状況で福祉施設に入所する子どもが多くなってきている。そうした場合、子どもの自己肯定感や学力が低く、ひきこもりや不登校の傾向がある。
- 母親が学歴を持たない場合、子どもの教育に関心であったり、進学を断念するケースがある。子どもの習い事や勉強の機会、スポーツに必要な道具などをそろえることが難しい場合が多く、将来に向けて、子どもたちが夢を描くきっかけを失っている。
- 就学費用の制度的支援は母子寡婦福祉資金や行政の奨学金など複数あるものの、利用要件に該当しないことから生活福祉資金貸付を紹介されることがあり、短期間での支援決定を避けられない現状がある。貸付額が高額となることで、卒業後の償還が借受世帯の生活に大きな負担となっている。

（母子生活支援施設協議会、更生福祉施設協議会、本会（地域福祉推進部生活支援担当））

### **(医療・住まいの確保)**

- 仕事や住まいを失い医療保険に加入できない人、居場所を隠して生活するDV被害者、オーバーステイ等の状態にある外国人など、経済的な問題はもちろん、さまざまな背景から医療につながりづらい人たちがいる。
- 地域に受け皿がないために、救護施設で一時入所を受け入れる場合もあるが、地域の高齢福祉施設や障害福祉施設への入所移行がなかなか進まない。
- 無料低額宿泊事業を行う施設等の住環境、入居者の金銭管理等の任意契約について権利擁護の仕組みが整備されておらず、事態を深刻化させている。

(福祉医療施設協議会、更生福祉施設協議会、神奈川県医療福祉施設協同組合、本会(かながわ権利擁護相談センター「あしすと」))

## 【提言項目】

### (1) 自立相談支援、就労支援、中間的就労

- ・ 福祉現場と行政との相互協議を踏まえた仕組みづくり。特に町村部における実施体制の早急な方向づけ（段階的な経済的保障、家庭内の教育・育児や更生を継続的に見守り支える仕組み等）
- ・ 相談拠点整備に向けた、空き店舗や民家、公民館等の積極的活用
- ・ 段階的支援を必要とする求職者支援におけるコーディネート機能の強化
- ・ 日雇い労働市場とホームレス等の就労支援をつなぐ仕組みづくり
- ・ 生活困窮者支援を行う団体・事業所等に対する税制優遇措置
- ・ 就労訓練事業（中間的就労）を進めるための国庫補助金の創設
- ・ 生活福祉資金貸付事業と他制度・施策との役割の明確化、実施体制の強化

### (2) 貧困の連鎖の防止

- ・ 社会的養護施設の入所児童や低所得世帯の子どものための個別学習支援、資格取得支援等の就労支援制度の創設
- ・ 社会福祉法人による地域貢献の取り組み事例の普及と推進（施設拠点を活用した生活訓練・学習支援、余暇支援に向けた遊具の貸し出し等）

### (3) 医療・住まいの確保

- ・ 医療アクセスの確保に向けた、無料低額診療事業対象者の拡大
- ・ DV被害者の生活再建に向けた家事什器費など初期費用の適用
- ・ 無料低額宿泊事業を行う施設等の金銭管理・住環境に関する行政の管理・監督機能の強化
- ・ 生活困窮者支援における婦人保護施設の活用に向けた緩和措置

### (4) 福祉教育・市民啓発

- ・ 地域の生活保護・生活困窮者を取り巻く現状把握や課題共有の場づくり

### (5) 関係機関のネットワークづくり

- ・ 支援を必要とする世帯の早期発見につながる地域のネットワークづくり。ネットワークの基盤整備や情報整理、相談支援を統括する拠点（コーディネーター等）の配置
- ・ 各種相談や制度利用につながりづらい人たちのニーズ把握や見守りなど、個別支援のために必要な個人情報提供と取り扱いルールの明確化
- ・ 地域の見守り活動に携わる民生委員児童委員、保護司や協力雇用主等更生保護関係者の負担軽減の仕組みづくり（活動ガイドライン作成、心のケア、活動費用への補助等）
- ・ 県域・広域で行う課題別会議等の役割や実施方法・内容等の充実

## 政策提言 2 高齢福祉に関する提言

### 【着目する法制度・施策】

- ・ 介護保険法の改正「第6期介護保険事業計画」
- ・ 認知症施策推進5か年計画

### 【福祉政策の動向】

昭和22年から24年に生まれた、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる2025年を見据え、国では、地域包括ケアシステムの構築を提唱している。多様な価値観と権利意識を持ち、戦後の経済成長のもとで生活を送ってきた方たちが高齢期を迎えることで、2025年の高齢者像は一層多様化していくことが予想される。そこでは、高齢者ケアのニーズの増大、多様な地域特性への対応はもちろん、高齢単身世帯や認知症者の増加により、医療・介護サービスのみならず、見守りなどの生活支援や成年後見等の権利擁護、住まいの保障、低所得者への支援など、さまざまな支援の仕組みが必要となる。

平成27年4月に予定される「介護保険制度」の改正、それに伴う「第6期介護保険事業計画」においては、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保の二点を基本的な考え方とし、地域支援事業や予防給付をはじめとする在宅・施設等サービスの見直し、介護人材の確保、費用負担の見直しに向けた議論が進んでいる。特に認知症施策については、認知症の人は精神科病院や施設を利用せざるを得ないという、従前のケアの流れを変えることを念頭に、標準的な認知症ケアパスについて、平成27年度以降の介護保険事業計画に反映させること等を示した「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」（平成25年度～29年度）が始動している。

### 【福祉現場の直面する課題】

#### （地域支援事業・予防給付）

- めまぐるしい法制度改正の動きに、高齢者・家族の理解が追いついていない。
- 地域包括ケアシステムのもとに展開されるべきサービスが、市町村の財源・財政問題により見送られるなど、今後サービスの量・質に格差が生じる恐れがある。
- 専門職であっても要介護度認定「要支援」の方たちへの相談支援に苦慮する場面がある。要介護度が低いからといって、市民の自主性によるサービスに期待できる内容ばかりでない。
- 「生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業」について、従来からある住民が主体的に取り組む福祉活動や地域包括支援センター業務等との整理をどのように図っていくか、市町村域での具体的な取り組み方針や県としての方向性が明らかになっていない。

（老人福祉施設協議会、介護老人保健施設協議会、市町村社協部会、本会(政策提言委員会委員)）

### **（在宅サービス・施設サービス等、費用負担の見直し）**

- 人工透析患者の多くは、透析の通院送迎のみで介護保険利用限度額に至ってしまう。医療的ケアや食事制限等が必要となるため、施設入所時のハードルも高い。今回の制度改正により、人工透析患者への支援がますます狭間に置かれてしまう危惧がある。
- 低所得者層等への補足給付について、利用者負担第4段階の被保険者が、第1～3段階の食費を補てんする仕組みに違和感がある。また、1食あたりでの補足給付算定ができないことが、サービス利用を難しくしている。
- 介護老人保健施設の運営基準が大変厳しく、従来型から在宅復帰機能型に移行できた事業所は数少ない。平成27年度の介護報酬改定に向けて、在宅強化へのさらなる差別化が進んでいるが、現状の基準のままでは地域の基盤整備が進むとは考えづらい。

（介護老人保健施設協議会、(N)神奈川県腎友会）

### **（家族支援の強化、避難行動要支援者支援）**

- 地域完結型の制度改革が進む一方、家族の介護負担は大きく、施設利用ニーズは高まっている。利用者支援ばかりでなく、地域や家族による支え合いを支援する仕組みが期待される。
- 親族や近隣住民等による日常生活のサポートを期待できない人が増えてきており、適切な場面での相談・制度利用につながらない。生活のしづらさが「個人の問題」と捉えられてしまい、地域課題として共有する場が少ない。
- 支援を必要としながらもつながりづらい、避難行動要支援者の把握が困難。また、把握できたとしても、避難時の支援者となる人が見つけづらい。

（老人福祉施設協議会、介護老人保健施設協議会、民生委員児童委員部会、市町村社協部会、本会（かながわ権利擁護相談センター「あしすと」））

## 【提言項目】

### (1) 地域支援事業・予防給付

- ・ 住民が主体的に取り組む福祉活動を生かした柔軟な地域支援事業の運営・推進
- ・ 有資格者以外のボランティア等、新たな担い手に対する介護保険業務上の明確な位置づけ
- ・ 「介護予防リハビリテーションサロン構想」の具体化

### (2) 在宅サービス・施設等サービス等、費用負担の見直し

- ・ 在宅サービスの計画的な量的確保
- ・ 人工透析治療が可能な老人福祉施設の増設
- ・ 補足給付における食費設定の見直し
- ・ 在宅復帰機能型介護老人保健施設の運営基準の緩和

### (3) 家族支援の強化、避難行動要支援者支援

- ・ 高齢者の家族や地域の支え合い活動の支援に向けた地域アセスメント（地域診断）の実施
- ・ 在宅復帰・在宅療養支援ネットワークの強化
- ・ 避難行動要支援者の把握や身近な支援体制づくりに向けた取り組みの推進

### (4) 福祉教育・市民啓発

- ・ 学校教育課程において、周囲を気に掛ける優しさや共に生きる福祉の精神を育むための地域福祉活動の啓発・推進
- ・ 福祉従事者と住民間での地域課題の共有の場づくりと、小地域福祉活動の積極的な推進

### (5) 関係機関のネットワークづくり

- ・ 支援を必要とする世帯の早期発見・早期療育につながる地域のネットワークづくり。ネットワークの基盤整備や情報整理、相談支援を統括する拠点（コーディネーター等）の配置
- ・ 各種相談や制度利用につながりづらい人たちのニーズ把握や見守りなど、個別支援のために必要な個人情報の提供と取り扱いルールの明確化
- ・ 県域・広域で行う課題別会議等の役割や実施方法・内容等の充実

## 政策提言 3 障害福祉に関する提言

### 【着目する法制度・施策】

- 障害者権利条約
- 障害者基本法「第4期障害福祉計画」「障害者計画」
- 障害者総合支援法（検討規定）
- 障害者差別解消法
- 障害者雇用促進法の改正
- 障害者優先調達推進法

### 【福祉政策の動向】

本年1月に批准した「障害者権利条約」の特徴は、“Nothing about us without us”（私たち抜きに私たちのことを決めるな）のスローガンに象徴されるように、制定過程に障害当事者・団体が参画したこと、さらに非差別・平等を基調とし自由権と社会権を包括していることにある。

条約批准に向けて、平成22年6月の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」では、「福祉・医療・教育などの社会権の実現は、依然として自己責任や家族依存の色彩を強く残し、質的にも量的にも不十分である。今後は障害児者が個人として尊重され、差別なく平等に地域社会の一員であることを認められることが政策目標とされなければならない」とまとめており、これまでの検討を踏まえ、国では関連制度・施策の集中的な改革を推し進めている。

本年4月、「障害者総合支援法」の完全施行を迎え、「第4期障害福祉計画」策定の礎となる国の基本指針が示された。今後は、平成28年4月をめどとした同法検討規定、「障害者差別解消法」と改正された「障害者雇用促進法」の施行を控えている。また、「障害者優先調達推進法」は施行から1年を迎えるなど、めまぐるしい法制度の見直しの中で、あらためて障害当事者・支援現場の課題整理に向かう時期が訪れている。

### 【福祉現場の直面する課題】

#### （第4期障害福祉計画・障害者計画）

- 関係法・制度改正の動きに、障害当事者・家族の理解が追いついていない。
- 必要なサービス量等の算定のためのニーズ把握の際、人材確保が難しいために必要なサービスを整備できないなどの理由から、実績の少ないサービスについて「利用ニーズの停滞」と判断されてしまったり、本人よりも家族の意見が尊重されやすい状況がある。
- 事業者数の増加に伴い、苦情相談件数が増加し、内容も複雑化している。解約理由が不明のまま契約を打ち切られたり、サービスの質や量に格差の生じるケースが散見される。
- グループホームや障害福祉施設の建設に地域住民からの反対があったり、入居者への嫌がらせがあるために、地域生活移行が進まない。

- 支援を必要としながらもつながりづらい避難行動要支援者の把握が困難。また、把握できたとしても、避難時の支援者となる人が見つかりづらい。
- 地域自立支援協議会の運営が形式的になっており、幅広い地域団体に取り組みが周知されていない。

(地域生活施設協議会、市町村社協部会、神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会、神奈川県自閉症児・者親の会連合会、本会(かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局))

### (相談支援事業)

- 福祉施設を利用する母子世帯において、精神障害や知的障害のある母子が増えており、生活能力が低く、脆弱な子育て環境にある場合が多い。発達が気になる子どもが法定健診等で経過見守りとなった間や、発達障害のある子の児童期の相談先が一本化されておらず、親子支援の体制が不足している。
- 重度重複障害者、特に医療的ケアが必要な障害児者にとってサービスを利用しづらい。
- 平成 27 年 3 月を時限とするサービス等利用計画の作成率について、本県は全国下位 3 番目にとどまり、市町村格差も生じている。相談支援事業所の現在の体制では処理能力の限界を超えており、地域によって対応方法・内容にばらつきがある。今後、必要なアセスメント・モニタリングを踏まえない安易なセルフプランが作成されることを危惧している。
- 65 歳以上障害者の福祉サービス利用について、国から介護保険サービスを一律優先とはしない方針が示されているが、市町村行政職員への周知が進んでおらず、一方的な対応を受ける場面が少なくない。地域包括支援センター職員や介護支援専門員等による、障害福祉制度への理解が進んでいない。

(母子生活支援施設協議会、障害福祉施設協議会、神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会、神奈川県自閉症児・者親の会連合会、(N)神奈川県障害者作業所連絡会)

### (グループホーム・ケアホーム一元化、地域生活支援事業(県単独補助事業、県一括交付金化事業))

- グループホーム・ケアホーム一元化後、職員体制等を理由に、コミュニケーションの難しい重度知的障害者や強いこだわりをもつ発達障害者の利用を敬遠される恐れがある。
- 障害者地域生活サポート事業の内容や質、障害者グループホーム家賃補助額等に市町村間の格差が生じている。交付金化された事業について、市町村による取り組みの縮小や、市町村格差を懸念している。
- 三障害一元化が進む一方、県重度障害者医療費助成制度は、精神障害者保健福祉手帳 1 級保持者の通院にしか適用されておらず、身体障害・知的障害に比べて大きく遅れている。
- 発達障害のある人の宿泊を伴う外出や、障害特性に配慮した年齢相応の余暇支援が不足しており、生活に広がりを持つことができない。

(障害福祉施設協議会、市町村社協部会、神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会、神奈川県自閉症児・者親の会連合会、(N)じんかれん、(N)神奈川県障害者作業所連絡会)

### (就労促進、障害者就労施設等への受注促進)

- 特別支援学校等で就労継続支援 B 型利用が適当と判断された学生も、制度上、就労移行支援事業を利用しなくてはならず、就労意欲の喪失や挫折感につながっている。就労移行支援事

業所も、本来は対象外の利用者のために定員枠や職員配置をしなくてはならない。

- 施設外就労基準「1ユニット利用者3名以上および職員1名配置」について、企業から「まず1名採用してから検討したい」という声もあり、一度に3名を受け入れることは極めて稀である。本県で積み上げてきた、少人数対応の施設外就労の実績・経験が阻まれている。
- 就労移行支援標準支給期間（標準24カ月、延長12カ月）では、一般企業への就職支援に結び付かず、支援の打ち切りにより就職意欲が減退している。運営法人・事業所の自主的取り組みとしてアフターケアを行っているが、このままでは本来業務への影響を及ぼしかねない。
- 制度化以前より、本県は「就労・生活支援センター事業」に取り組んでおり、現在の利用登録者は、国の想定数をはるかに超えている。そのため、「企業就職後、6カ月経過した場合の就労定着支援は、就労移行支援事業から就労・生活支援センターに引き継ぐ」という仕組みの運用に限界がある。
- 県・市町村行政からの障害者就労施設等への受注件数の伸びは十分とは言えず、その他の受注件数・収入ともに伸び悩んでいる。
- 身体障害者福祉法第22条には、身体障害者の就労を支援する趣旨から公共施設等への売店設置に関する努力義務があり、厚労省は「自動販売機を設置する場合」においても、この規定を活用するよう呼びかけているが、自治体担当者の認知度が低い。

（社会就労センター協議会、神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会）

## 【提言項目】

### (1) 第4期障害福祉計画・障害者計画

- ・ 計画策定における障害者ニーズ把握の義務化
- ・ 災害対策法の改正を踏まえた災害関係項目の明記。避難行動要支援者の把握や身近な支援の体制づくりに向けた、県・市町村行政による取り組み支援
- ・ 点字・手話通訳等のボランティア育成・活動支援、日常生活自立支援事業や成年後見利用支援事業等に関する計画上の明確な位置付け
- ・ 重度重複障害者等の支援における報酬単価の引き上げ

### (2) 相談支援事業

- ・ 福祉サービスの利用にかかわらず、相談しやすい、質の高い相談窓口づくり
- ・ 生活支援に限らず、社会参加の視点から福祉サービスを利用できることについての情報発信
- ・ 法定健診で障害の疑いがあると診断された子を持つ親に対する情報提供体制の徹底
- ・ 救護施設・更生施設・更生保護施設等に入所する障害者、刑務所等矯正施設を出所する障害者の地域移行支援の積極的活用に向けた働きかけ
- ・ サービス等利用計画作成に専従するための人材確保等に向けた財源の見直し。作成期限に関する経過措置の検討
- ・ 高齢期の単身障害者、高齢の親と障害のある子ども世帯など家族支援を必要とする在宅世帯への支援のあり方を検討する専門委員会等の設置

**(3) グループホーム・ケアホーム一元化、地域生活支援事業  
(県単独補助事業、県一括交付金化事業)**

- ・ グループホームの事業継続と拡大（重度重複障害者や医療的ケアを必要とする障害者の受け入れ体制の確保等）
- ・ 通勤・通学支援や移動支援のためのポイント地点への人員・相談拠点の設定
- ・ 重度障害者医療費助成対象者の段階的拡大
- ・ 地域活動支援センター事業等を活用した小地域の居場所づくり
- ・ 青年期以降の発達障害者の余暇支援の仕組みづくり（企画・引率者(アクティビティコーディネーター等)の確保・育成等）
- ・ 社会福祉法人による地域貢献の取り組み事例の普及と推進（施設拠点を活用した生活訓練・学習支援、余暇支援に向けた遊具の貸し出し等）
- ・ 障害当事者に分かりやすい社会生活講座の実施
- ・ 交付金事業化された市町村補助事業の継続実施。新規サービスの拡大
- ・ 障害福祉サービスの内容・質の平準化に向けた市町村への指導・働きかけ、情報交換の場の設定

**(4) 就労促進、障害者就労施設等への受注促進**

- ・ 特別支援学校等の就労アセスメントを受けた卒業生に対する、障害者就労継続支援B型事業所利用要件の撤廃
- ・ 施設外就労における基準「1ユニット利用者3名以上」の撤廃。「1ユニット職員1名配置」について、複数事業所で職員を共有できるよう運用を弾力化
- ・ 就労移行支援事業における就労定着支援期間の延長と標準支給期間の拡大
- ・ 就労支援を目的とした公共施設等への自動販売機設置の努力義務に関する積極的周知
- ・ 障害者就労支援施設への積極的な発注と共同受注窓口支援、障害者優先調達法の普及啓発

**(5) 福祉教育・市民啓発**

- ・ 障害福祉に理解のあるコーディネーターによる調整のもと、地域住民と障害当事者・家族が継続的に懇談する場づくり。課題共有に基づく、小地域福祉活動の推進

**(6) 関係機関のネットワークづくり**

- ・ 障害者相談支援事業・福祉施設等が、地元地域の活動や研修会等の開催情報を確実に得ることのできる情報共有の仕組みづくり
- ・ 医療的ケアの受け皿の確保に向けた医療関係機関（精神科病院等）との連携の推進
- ・ 支援を必要とする世帯の早期発見につながる地域のネットワークづくり。ネットワークの基盤整備や情報整理、相談支援を統括する拠点（コーディネーター等）の配置
- ・ 各種相談や制度利用につながりづらい人たちのニーズ把握や見守りなど、個別支援のために必要な個人情報提供と取り扱いルールの明確化
- ・ 県域・広域で行う課題別会議等の役割や実施方法・内容等の充実

## 政策提言 4 子ども・若者・家族福祉に関する提言

### 【着目する法制度・施策】

- ・ 子ども・子育て支援法「子ども子育て支援事業計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法の改正
- ・ 母子及び寡婦福祉法の改正
- ・ 配偶者暴力防止法の改正
- ・ 児童虐待防止法
- ・ 児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進「都道府県推進計画」「家庭的養護推進計画」
- ・ 売春防止法
- ・ 子どもの貧困対策推進法(再掲)

### 【福祉政策の動向】

平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充・質の改善を図ることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が整備され、早ければ来年 4 月の本格施行に向け、市町村では、子ども子育て支援事業計画の策定作業を進めている。「次世代育成支援対策推進法」の改正においては、有効期限を 10 年延長（平成 37 年 3 月末日まで）するとともに、ひとり親家庭に対する支援の拡充策を打ち出した。また、配偶者暴力防止法では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力・被害者についても法の適用対象とする改正が行われた。

一方、児童養護施設等の小規模化・家庭的養護の推進に向けては、国の「社会的養護の課題と将来像」を踏まえた方針が平成 24 年に示された。子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画との整合性を図る目的から、国は「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」策定を義務付けたが、子ども・子育て支援新制度との関連性は、いまだ明確にされていない。

多くの子どもたちは、高校卒業後に進学や就職など、自立に向けて少しずつ歩んでいき、家庭や学校等の協力を得ながら生活している。一方、貧困や虐待・暴力といった家庭環境の課題、発達障害や精神疾患などにより不登校・ひきこもりとなったり、対人関係や社会生活が上手くいかず、思うように就学・就職につながらない、場合によっては住む場所すらないなど、生活に困難さを抱える子ども・若者が増えている。本県の中学校卒業後の進路状況では、定時制・通信制高校、特別支援学校高等部への進学者数が増加し、就業状況では、10 代後半～20 代前半の非正規職員・従業員の割合が高い。また、生活保護を受給する 29 歳以下の人は約 2 万 8 千人に上り、この 3 年間の増加率が高まっている。

## 【福祉現場の直面する課題】

### （子ども・子育て支援新制度）

- 「子どもを産むなら神奈川」「子どもを育てるなら神奈川」の実現に向けた県事業が打ち出されているが、子ども・子育て支援新制度への指針や最新情報の発信が少ない。短時間保育の考え方などで市町村格差が生じている。（保育協議会）

### （社会的養護、ひとり親世帯支援、DV被害者支援・加害者更生支援）

- DV被害に遭い、着の身着のまま福祉施設等に避難する母子世帯等について、現在の生活保護費（家具什器費）は限定的な内容に留まる。食料や生活用品、金品の寄附を呼びかけているが、一施設による呼びかけと地域からの善意だけでは成り立たない状況にある。
- 居所を隠してシェルター等に一時避難するDV被害者の場合、健康保険証を持っていても、医療受診につながりづらい。
- 母子生活支援施設につながる母子世帯について、母親の育った家庭でDVがあり、子どもの頃に虐待を受けた経験を持ちながら自らもDV被害に遭うなど、情緒不安定な状況で入所する世帯が多い。
- 母子生活支援施設を利用することで、母親の就労先が見つかり経済的自立につながったとしても、きわめて低い収入しか得られず、在宅生活は大変厳しいものとなっている。
- 施設整備や支援内容・方法に地域格差があること等から、県域の母子生活支援施設の閉鎖・定員割れが相次いでおり、育児や教育、日常的な生活の見守り・支援を必要とする世帯が増えているにもかかわらず、母子支援のニーズが見過ごされている。
- 外国につながる母子世帯など、母親が進路決定にかかわることが難しいこと等から子どもが進学を断念したり、たとえ大学に合格しても、母親を一人残して生活することの不安から入学を断念する子どもたちがいる。
- ひとり親世帯の子どもの就学支援制度として、母子寡婦福祉資金や奨学金などの就学支援制度は複数あるものの、卒業後の生活において大きな負担となっている。
- 本県の子ども人口に対し、社会的養護施設の定員数が不足している。
- 緊急一時保護児・新生児・病虚弱児・障害児・被虐待児など、子どもの中で居場所をつくるのが難しく、特別な支援を必要とする子どもを支援する際、その子どもだけでなく、共に施設で暮らす子どもたちに安心感を与える職員配置が必要になる。
- 社会的養護施設への措置権のある5県市（県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）の単独補助額に地域差があり、公的に守られるべき子どもの養育環境の格差につながっている。

（児童福祉施設協議会、母子生活支援施設協議会、福祉医療施設協議会、更生福祉施設協議会、神奈川県医療福祉施設協同組合、本会（地域福祉推進部生活支援担当））

### （児童発達支援センター事業、ファミリー・サポート・センター事業）

- 発達障害のある子どもの児童期の相談先が一本化されておらず、進級・進学のために、学校内での支援獲得のための説明をしなくてはならない。
- 発達が気になる子どもについて、法定健診等で経過見守りとなった間、親子を支えるサポートが不足している。当事者家族会などのピアサポート、専門相談機関等につながっていない人たちの現状が心配。

- 子育て中の労働者や主婦等を会員とする相互援助活動の連絡調整を担う「ファミリー・サポート・センター事業」において、自家用車や運転免許を持たない保護者からの保育施設への送迎を希望する会員が増えている。ガソリン代の高騰や事故の恐れからマッチングが難しく、援助会員の確保が難しい。

(市町村社協部会、神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会、神奈川県自閉症児・者親の会連合会)

#### (余暇支援、ソーシャルスキルトレーニング)

- 発達障害のある人の宿泊を伴う外出の機会や、障害特性に配慮した年齢相応のイベント・外出先がなく、暮らしに広がりがない。
- 学校を卒業後、社会生活に必要な知識やマナー、スキルを身に付ける機会がないことで、金銭管理・健康維持・異性との付き合い・インターネットの使用など、さまざまな場面でトラブルに巻き込まれている。家庭や勤務先等でのフォローには限界がある。
- 求職相談や大学等への福祉の職場に関する広報・周知活動等を通じて、コミュニケーションが苦手であったり、一般就労が困難な若者たちと出会う場面が多々ある。

(神奈川県自閉症児・者親の会連合会、本会(福祉人材センター))

#### (関係機関のネットワークづくり)

- 支援を必要としながらもつながりづらい、避難行動要支援者の把握が困難。また、把握できたとしても、避難時の支援者となる人が見つけづらい。
- 高齢の親と障害があることが疑われる子の世帯などで、長期にわたるひきこもりやニート状態、経済的困窮、健康面での課題等を抱え、社会的孤立に陥っている相談が多くある。地縁・血縁関係の希薄化から、親族や近隣住民等による日常生活のサポートを期待できない人が増えており、制度やサービスがあっても、適切な場面での相談・利用につながっていない。生活のしづらさが「個人の問題」と捉えられてしまい、地域課題として共有する場が少ない。

(市町村社協部会、本会(かながわ権利擁護相談センター「あしすと」))

## 【提言項目】

### (1) 子ども・子育て支援新制度

- 子ども・子育て支援法に基づく「神奈川県版子育て支援方針」の明確化と、県・政令市・市町村間で統一された方針に関する説明の場づくり

### (2) 社会的養護、ひとり親世帯支援、DV被害者支援・加害者更生支援

- 低所得世帯が安心して生活できる段階的な保障、教育・育児を見守り支える仕組みづくり
- DV被害者の生活再建に向けた生活家電・家具等の初期費用に関する生活保護費（家事什器費）の拡大適用
- 医療アクセスの確保に向けた、無料低額診療事業対象者の拡大
- 小規模化した社会的養護施設の施設本体機能の支援強化

### (3) 児童発達支援センター事業、ファミリー・サポート・センター事業

- 児童発達支援センターにおける専門性の発揮に向けた、事業評価の強化
- ファミリー・サポート・センター事業への安定的な運営費の確保

### (4) 余暇支援、ソーシャルスキルトレーニング

- 青年期以降の発達障害者の余暇支援の仕組みづくり（企画・引率者（アクティビティコーディネーター等）の確保・育成等）
- 社会福祉法人による地域貢献の取り組み事例の普及と推進（施設拠点を活用した生活訓練・学習支援、余暇支援に向けた遊具の貸し出し等）
- 障害当事者に分かりやすい社会生活講座の実施
- 就労につながりづらい若者に対する中間的就労に準じた求職者支援事業の実施

### (5) 福祉教育・市民啓発

- 福祉従事者と住民間の地域課題の共有の場づくりと、小地域福祉活動の積極的な推進

### (6) 関係機関のネットワークづくり

- 就労につながりづらい若者支援についての課題共有・情報共有の場づくりと、関係機関のネットワークによる支援体制づくり
- 支援を必要とする人の早期発見・早期療育につながる地域のネットワークづくり。ネットワークの基盤整備や情報整理、相談支援を統括する拠点（コーディネーター等）の配置
- 避難行動要支援者の把握や身近な支援体制づくりに向けた取り組みの推進
- 各種相談や制度利用につながりづらい人たちのニーズ把握や見守りなど、個別支援のために必要な個人情報の提供と取り扱いルールの明確化
- 県域・広域で行う課題別会議等の役割や実施方法・内容等の充実

## 政策提言 5 権利擁護に関する提言

### 【着目する法制度・施策】

- 民法
- 社会福祉法
- 介護保険法の改正、高齢者虐待防止法、認知症施策推進5か年計画
- 障害者総合支援法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法
- 障害者権利条約

### 【福祉政策の動向】

国では、「障害者権利条約」の批准に伴い、「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」が制定され、「障害者差別解消法」や「障害者雇用促進法」の改正（一部を除き平成28年4月施行）が成立するなど、一体的な法整備が図られている。障害者総合支援法では、障害者（障害児および保護者）の意思決定に配慮するよう、新たに“意思決定支援”が明文化され、今後3年間をめどに、障害者の意思決定支援のあり方や福祉サービス利用の観点からの成年後見制度の利用促進のあり方について検討していくこととした。

高齢分野においても、国は、昨年度を開始年度とする「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」を打ち出し、全市町村にて市民後見人の育成・支援組織の体制整備を進めていくことを将来目標として挙げている。

### 【福祉現場の直面する課題】

#### （総合相談）

- 知的障害や発達障害のある人へのニーズの聞き取り調査の際、合理的配慮がなされていない場合がある。家族が代行して応える場合が多く、家族ニーズが優先されてしまいやすい。
- 相談や福祉サービスの利用につながりづらい方たちの多くは、経済的困窮や家族支援の必要性など、複合的な課題を抱えているが、諸制度の縦割りの影響を受け、当事者家族を中心とした関係機関間の連携が十分に進んでいない。
- 地縁・血縁関係の希薄化から、親族や近隣住民等による日常生活のサポートを期待できない人が増えてきており、制度やサービスがあっても、適切な場面での相談・利用につながっていない。生活のしづらさが「個人の問題」と捉えられてしまい、地域課題として共有する場が少ない。
- 福祉サービスの事業対象者の拡大や地域移行の進展により、福祉サービス利用者・事業者数が増えており、苦情相談件数が増加し、その内容も複雑化してきている。

（神奈川県自閉症児・者親の会連合会、本会（かながわ権利擁護相談センター「あしすと」、かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局）

### （障害者差別解消法、障害者虐待防止法）

- 障害者虐待防止法における使用者虐待について、指導・監査・立ち入り調査等の実効的な対応に関する規定がなく、明確な根拠に基づく福祉部局から企業等への対応が行われていない。
- 「障害を理由とした差別とは何か」等、障害当事者の地域の暮らしの実情を共有する場が少なく、今後市町村による具体的な取り組みが進んでいくかどうか不安な点が多い。

（(N)神奈川県障害者自立生活支援センター）

### （住まいの保障）

- 住居契約、就労、福祉施設入所契約等において、身元保証人を立てることが条件となっていることが多いが、引き受けてくれる親族がいない等の理由から保証人を立てられず、また、民間の身元保証会社もあるが費用がかかるなどの課題があり、契約につながらないといった生活課題が相談から見受けられる。特に本人自身の判断能力が十分ではない場合、民間の保証サービスの利用も困難になり、住まいの確保を難しくしている。
- 無料低額宿泊事業を行う施設等や一部高齢者向け住宅などにおける住環境、入居者の金銭管理等の任意契約について、権利擁護の仕組みが整備されておらず、事態を深刻化させている。

（更生福祉施設協議会、本会（かながわ権利擁護相談センター「あしすと」））

### （日常生活自立支援事業・成年後見制度）

- 意思決定支援を必要とするにもかかわらず、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事業にかかる行政予算の確保、組織体制の不足、個々の経費負担等の面から、仕組みの利用につながっていない。特に成年後見制度「補助類型」の活用が進んでいない。
- 全国的に後見人候補者の不足が指摘されているが、本県においては、特に町村部での市民後見人養成の取り組みが未着手である。また、家庭裁判所による市民後見人選任の基準が明確でないため、市民後見人養成において、想定範囲での企画・実施にとどまる。市民後見人へのバックアップ体制の必要性が言われているが、被後見人に関する情報共有のあり方等の課題が残されている。
- 日常生活自立支援事業利用者が死亡した後の通帳等の預かり物の取り扱いについて、引受人がいない等の理由から、本事業受託社協が長期間預からざるを得ない案件が散見されている。
- 独居の高齢者などでは緊急入院時等の緊急時における金銭管理が課題となっている。本人の判断能力が十分でない場合には利用できるサービス等も更に限られてくるため、支援機関で対応に苦慮している。

（本会（かながわ権利擁護相談センター「あしすと」、かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局））

## 【提言項目】

### (1) 総合相談、意思決定支援

- ・ 親亡き後の重症心身障害児者支援に向けた「あんしんノート(施設入所者用・在宅者用)」の取り組みへの支援
- ・ 家族会が立ち上げた「相談サポート・ネットワーク」実績に基づく、県域の仕組みづくりに向けた支援
- ・ 市町村域での「権利擁護・成年後見(推進)センター(機能)」設置の推進
- ・ 制度の狭間や潜在しやすい課題に関する実態調査の実施

### (2) 障害者差別解消法

- ・ 市町村域での具体的な実践・行動を展開していくための、県域の考え方の整理と明文化
- ・ 障害者差別解消支援地域協議会への当事者家族の参画
- ・ 福祉サービス事業者や障害当事者・家族に対する、合理的配慮についての研修会開催
- ・ 市町村単位で合理的配慮等の判断を行う専門組織の設置
- ・ 障害者差別解消法にかかる十分な広報周知
- ・ 制度の狭間や潜在しやすい課題に関する実態調査の実施

### (3) 住まいの保障

- ・ 身元保証人を取り巻く課題、行政の指導監査外での暮らしの実態など、法制度の狭間にある課題の実態調査の実施
- ・ 無料低額宿泊事業を行う施設等の金銭管理・住環境に関する行政管理・監督機能の強化

### (4) 日常生活自立支援事業、成年後見制度

- ・ 福祉施設・事業所等で開催する当事者向け成年後見制度関連研修会実施への支援
- ・ 日常生活自立支援事業費、市町村成年後見制度利用支援事業費の確保・充実
- ・ 日常生活自立支援事業利用者の死後、受託社協が通帳等の預かり物を長期間預かることのない仕組みづくり。相続財産管理人選任の申立ての際、受託社協が予納金を負担せずすむ仕組みづくり
- ・ 市民後見推進事業の継続と拡大
- ・ 市町村社協による市民後見人の後見監督の実施に向けた基盤整備

### (5) 福祉教育・市民啓発

- ・ 福祉従事者と地域住民間の地域課題の共有の場づくりと、小地域福祉活動の積極的な推進

## 政策提言 6 福祉人材の確保・定着・育成に関する提言

### 【着目する法制度・施策】

- ・ 介護・障害福祉従事者の人材確保・処遇改善法
- ・ 「保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組」

### 【福祉政策の動向】

昨年5月、「保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組」が公表され、職業安定局（ハローワーク）における「保育士マッチング強化プロジェクト」が新たに示された。本年5月、「人材不足分野等における人材確保・育成対策推進会議」の中間報告では、重点4分野（介護・保育・看護・建設）の人材確保のためには、それぞれの職場の魅力を高め、そこに人を誘導するとともに、個々の能力を高めて、さらなるキャリアアップに結び付けていくことが重要であるとした。これにより、都道府県等には、人材確保のための機関（ナースセンター、保育士・保育所支援センター、福祉人材センター等）とハローワークとの連携等が示されている。また、6月には、多様な人材の参入促進、資質向上及び環境改善等の観点から、介護人材を含む福祉人材のあり方について多角的に検討を行う「福祉人材確保対策検討会」が設置され、協議を進めている。

これと並行して、「介護・障害福祉従事者の人材確保・処遇改善法」が6月20日に成立し、平成27年4月1日までに、賃金水準その他の事情を勘案し、介護・障害福祉従事者の賃金等の処遇改善のために必要な施策と財源確保について、検討を進めるものと定めた。

### 【福祉現場の直面する課題】

#### （参入促進）

- 福祉・介護現場の理解が進んでおらず、慢性的な人材不足にある。
- 要介護度認定「要支援」の方たちへの介護予防支援等の場面において、専門職でも対応に苦慮することがある。要介護度が低いからといって、一律に市民の自主性によるサービスに期待できる業務ばかりではない。
- 介護報酬改定により地域区分が改定されたが、本来の調整目的である人件費等の格差是正に反映されているとは言い難い。
- E P A（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受け入れに関する事業が進められているが、日本語や専門知識・技術に関する学習支援などの課題は多く、受け入れ体制が整っていない中で、外国人労働者雇用を性急に進めていくことへの危惧がある。
- 社会的養護施設の職員数は定員制であるため、欠員を確定するタイミングが他業種に比べて遅く、採用時期も不定期であるため、従事者の確保が難しい。
- 自家用車や運転免許を持たない保護者など、保育施設への送迎を希望する人が増えているが、ガソリン代の高騰や活動中の事故の恐れからマッチングが難しく、人材確保が難しい。

- 離職してから一定のブランクがある求職者から、復職にあたっての不安や福祉現場を知りたい等の声がある。
- キャリア支援専門員による大学訪問等では、コミュニケーションが苦手な若者や一般就労に結び付きづらい学生に出会う。また、倒産・経営不振による40代以上の社員解雇も減ってはならず、このような若者やシニア層が、福祉・介護の仕事相談に訪れている。
- 保育士の就職あっせんだけでなく、求職者の登録や就職、復職、離職を取り巻く現状と課題の分析を「保育士・保育所支援センター」に期待しているが、現状の人員体制は十分でない。  
(経営者部会、児童福祉施設協議会、保育協議会、老人福祉施設協議会、介護老人保健施設協議会、市町村社協部会、本会(福祉人材センター))

### (資質の向上)

- サービス管理責任者など、資格取得のための研修会に申し込んでも定員により断られたり、開催地域が限られていることで参加しづらい。その結果、法制度で義務付けられた資格保有者の人材確保が難しくなり、体制上、人事異動が制限されてしまうなど人材育成にも支障をきたしている。
- 小規模事業所では、体系的・継続的な職員育成に取り組むことが極めて難しい。
- 地域包括支援センター職員や介護支援専門員等による、障害福祉制度の理解が進んでいない。
- 民間の有料人材派遣事業者を活用する機会があるが、中には福祉現場の職種や専門性に関する理解が少ないところもあり、人材の定着を難しくしている。  
(障害福祉施設協議会、神奈川県自閉症児・者親の会連合会、(N)神奈川県障害者作業所連絡会)

### (労働環境・処遇の改善)

- 救護施設は他の福祉施設に比べて職員配置が少ない。労働基準監督署の指摘により、当直制度から夜勤制度への勤務変更を行ったが、職員を増員できないまま支援に当たっている。
- 福祉施設における看護師は、複数の福祉職の中での「ひとり職場」であることが多く、職場内の孤立を招きやすく、結果として定着につながりづらい状況がある。
- 緊急一時保護児・新生児・病虚弱児・障害児・被虐待児など、子どもの中で居場所をつくるのが難しく、特別な支援が必要となる児童を支援する場合、その子どもだけでなく、共に暮らす子どもたちに安心感を与えるための職員配置が必要になっている。
- 社会的養護施設を小規模化した場合、施設定員の削減に伴う職員数の減少により、これまで以上に職員への負荷がかかる。複数職員によるさまざまな視点からの支援やローテーション勤務が難しくなるだけでなく、施設行事の縮小・廃止、会議等の後方支援の低下、研修会等の機会の減少など、子どもたちへの支援の質を下げ、施設運営面でもさまざまな影響を引き起こしかねない。
- 多職種協働で介護を進める福祉施設において、介護職員以外の職種についても、他施設・機関の従事者に比べて給与が低い。大企業の給与アップの報道に対し、福祉・介護現場でも同様な賃上げがあるのかという職員からの声が聞かれる。
- 民間の有料人材派遣事業者の仲介手数料やあっせんのあり方への課題が言われており、本来ならば従事者の育成や処遇改善、それに伴う福祉サービスの質の向上につなげていくべき財源が還元されていない現状が散見される。

(経営者部会、児童福祉施設協議会、介護老人保健施設協議会、本会(政策提言委員会委員、福祉人材センター))

## 【提言項目】

### (1) 参入促進

- 中学校・高等学校等との協働による福祉職場PRの推進
- 一般的な就職相談のみでは就労につながりづらい若者に対する、中間的就労に準じた求職者支援事業の実施
- ボランティアを含む福祉人材の確保
- 有資格者以外のボランティア等、新たな担い手に対する介護保険業務上の明確な位置づけ
- 福祉従事者養成校等への奨学金制度や学費補助制度、保育士修学資金貸付制度の創設
- 外国人労働者雇用を取り巻く課題（日本語能力、専門性、在留資格等）解決に向けた、福祉・介護業界のさらなる理解促進
- 無料職業紹介事業、民間の人材派遣事業所の機能強化

### (2) 資質の向上

- 法制度で配置を義務付ける資格取得者の人材確保に向けた研修会の回数増、障害保健福祉圏域等の地域開催
- サービスの質の向上に向けて小規模事業所・グループ等が行う研修会費用等への助成
- 法人利益の概念と必要性、組織の継続性、新規事業計画等の考え方に関する、各種団体・行政等の職員対象の経営研修会の開催
- 法人・組織の職場内教育・人材育成に対する評価の推進
- 青年期以降の発達障害者の余暇支援に向けた、アクティビティコーディネーター等の企画・引率者の確保・育成

### (3) 労働環境・処遇の改善

- 新卒者育成プログラムの整備
- 生活福祉資金貸付事業相談員配置の主財源「緊急雇用創出臨時特例基金」が平成26年度に終了することを踏まえた、生活支援のための社協事務局体制の強化
- 夜勤体制の実情に見合った、救護施設の職員配置基準の引き上げ
- 重度障害者支援等に対する報酬の増額
- 介護報酬増額による、人材確保に向けた財源確保
- 介護職員に限らない、福祉施設従事者の給与格差の是正
- 施設運営の実態に沿った社会的養護施設の措置定員数と人員数の増加算定
- 「かながわ保育士・保育所支援センター」への常勤職員配置

## 政策提言 7 社会福祉法人制度に関する提言

### 【着目する法制度・施策】

- ・ 社会福祉法

### 【福祉政策の動向】

平成 23 年、社会福祉法人が単年度ごとの収支差額を貯め込んでいるとの報道を受けて、いわゆる内部留保に関する国の調査・検査が行われた。規制改革会議では、補助金や税制優遇を受けていながら財務諸表の公表が不十分との意見が相次ぎ、「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング（競争条件の同一化）」の議論を踏まえて、本年 6 月には、社会福祉法人の財務諸表の開示や経営管理体制の強化と、社会貢献の義務化を内容とする規制改革実施計画が閣議決定された。さらに、社会保障制度国民会議等の提言では、「医療法人・社会福祉法人について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、たとえばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正」

「社会福祉法人について、非課税とされているにふさわしい国家や地域への貢献が必要」との見解が示され、社会福祉法人の規模拡大やさらなる地域への貢献が求められている。

こうしたことから、国では、現行の社会福祉法人制度の抱える諸課題を整理し、我が国の福祉の重要な担い手として期待に応える存在であり続けるための改革案を検討するために「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」を設置し、本年 7 月に報告書を取りまとめた。ここでは、「今こそ、社会福祉法人制度にかかわるものが自ら率先して改革を行わねば、社会福祉法人制度は地域住民等の信頼を失い、その未来をも断ち切れかねない」と警鐘し、特に「地域における公益的な活動の推進」「法人組織の体制強化」「法人運営の透明性の確保」について、必ず実施していく必要があると整理した。また、社会福祉法人格の譲渡（売買）問題が報道されるなど、今後社会福祉法人の運営に対する厳しい視線が向けられると予想される。

### 【福祉現場の直面する課題】

#### （地域における公益的な活動の推進）

- 地域包括ケアシステムのもとに展開されるべき新たなサービスについて、市町村の財源・財政問題により事業実施が見送られたり、公私の役割分担や取り組みの方向性の整理が進んでいない状況がある。 （本会（政策提言委員会委員））

#### （法人組織の体制強化）

- 社会福祉法人の財務諸表の開示にあたっては、法人利益の概念・事業の必要性・組織の継続性・新規事業計画等について法人職員が理解しておく必要である。組織内部の理解が進んでいなければ、昇給要望が高まることが予想される。 （本会（政策提言委員会委員））

### （法人運営の透明性の確保）

- 補助金等の使途制限、施設・事業所の所管が行政の縦割りによるものとなっているため、社会福祉法人では個々の施設・事業所単位での経営にならざるを得ない状況がある。
- 社会福祉法人には、施設経営法人の他にも、社協・共同募金会・社会福祉事業団等があるが、「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」の議論では施設経営法人を主眼とした考え方が示されており、行政からの補助金のあり方等について一律の議論がなじまない点がある。

（市町村社協部会、本会（政策提言委員会委員））

### （法人監督の見直し）

- 行政事務の権限移譲等により、これまで積み上げてきた指導監査の取り組みが継承されづらくなったことなどから、法人全体の運営を総括した法人監督を難しくしている。

（本会（政策提言委員会委員））

## 【提言項目】

### （1）地域における公益的な活動の推進

- ・ 社会福祉法人による地域貢献の取り組み事例の普及と推進
- ・ 社会福祉法人・施設の特性を生かし、積極的に地域活動に参加できる環境整備
- ・ 社会福祉法人による取り組みや役割に関する、一般市民への情報提供・全国的なPR

### （2）法人組織の体制強化

- ・ 法人利益の概念と必要性、組織の継続性、新規事業計画等の考え方に関する、行政職員・福祉関係職員を対象とした経営研修会の開催

### （3）法人の規模拡大・協働化

- ・ 特区等の活用を通じた、社会福祉法人による地域貢献・参入しづらい福祉サービス運営についての成功事例の積み上げと情報発信
- ・ 社会福祉法人与行政の連携による、地域ニーズの的確な状況把握と必要サービス量の算定

### （4）法人運営の透明性の確保

- ・ 法人利益の概念と必要性、組織の継続性、新規事業計画等の考え方に関する、各種団体・行政等の職員対象の経営研修会の開催

### （5）法人監督の見直し

- ・ 福祉サービスの提供場面や地域活動において、積極的に社会福祉法人の役割を発揮している法人への評価の充実
- ・ 社会福祉法人の譲渡（売買）のけん制に向けた注意喚起（国・全国団体から社会福祉法人への通知。法人譲渡を取り巻く問題に関するマスコミ掲載や法律家団体への注意喚起等）

---

## 今後の施策展開に向けて

---

本会では、提言の背景にある課題の解決に向け、会員である県内法人・社会福祉施設、民生委員児童委員、保護司、市町村社協、当事者・家族会や職能団体等の関連機関等の福祉関係者による主体的な取り組みがさらに進むよう、会員活動等を通じ積極的に支援をしてまいります。

国・神奈川県・市町村においては、各分野における提言を受け止めていただくとともに、今後の施策展開に向けご活用いただきたくお願いいたします。

### 《国へ期待すること》

- 地域に根差した福祉を実現させていくためには、地域性や人口構造、健康、福祉に関する問題、地域資源などのさまざまな現状を認識するとともに、それを踏まえた取り組みを進めていくことが重要であり、本提言集における各分野の現状からも、そうした様子を垣間見ることができます。
- 人員や施設基準、報酬などの福祉関連施策の基本方針については、国が定めるものも数多くありますが、自治体や事業者の取り組み方を全国一律に導いていくのではなく、都道府県・市町村が、その責任と地域の実情に応じて独自の施策を講じることができるよう、地方自治体に対する積極的な支援が図られるよう期待します。

### 《神奈川県へ期待すること》

- 「福祉先進県」と称され、国に先駆けてさまざまな先駆的取り組みを進めてきた本県の精神は、今もなお県内福祉関係者に受け継がれ、本提言集にもあるとおり、制度上の支援やサービスはもとより、制度の狭間にある潜在ニーズへの対応や課題解決に向けた活動など、各分野で取り組まれているところです。
- 特に昨今の複雑多様化する福祉課題に取り組んでいくためには、国の制度で対応することが難しい事柄に対応する「上乘せ」「横出し」モデルだけでなく、地域の実情に合わせた柔軟な発想に基づく条例や政策等の立案、総合行政力の発揮が不可欠です。
- 社会福祉分野における補助金等については、官民が共に築いてきた背景や内容等を勘案しない一律削減等は実施せず、その公的な意義や必要性を踏まえるとともに、地方分権が進む中で、県の補助によって維持された水準が下がることのないよう、県と市町村との役割整理がさらに進んでいくことを期待します。
- また、本会と本会会員である福祉関係者も、提言の背景にある課題の解決に向け、今後もさらに主体的に取り組むを進めるとともに、分野を超えた横断的な取り組みとなるよう、取り組みの成果や課題を積極的に発信します。
- そうした成果や課題を踏まえながら、私たち福祉関係者と県が、本県の置かれている現状を共有するとともに、それぞれの立場から知恵を出し合い、まちづくり・人づくり・仕組みづくりを進められるよう、情報交換や意見交換の場を設けるなど、お互いの理解がさらに深まる取り組みが図られるよう期待します。

## 《市町村へ期待すること》

- 地域ごとに福祉課題・生活課題はさまざまであるとともに、そこにある社会資源も多様です。地域包括ケアシステムが目指す「ケアを通じたまちづくり」の実現には、国がイメージする体制を整備するだけでは十分でなく、そこに暮らす方々の意思や生活、地域の実情に基づいた政策を立案、実行していくことが大切です。
- 住民にもっとも身近にある市町村に権限が委譲されることは、こうした取り組みが一層促進されるものと大きな期待を寄せています。一方で、市町村においては依然厳しい財政状況の中にあること、本県内の市町村の規模に大きな開きがあることなどから、地域間格差がさらに拡大していくことを危惧しています。
- 市町村のサービスの不足を補うための、安易にボランティアに依存することがないよう、域内のサービスや社会資源に限りがある等の問題が生じた場合は、近隣市町村との連携によりサービスの質的・量的確保を図るとともに、市町村間の格差是正を図られるよう期待します。
- また、地域におけるまちづくり・人づくり・仕組みづくりでもっとも大切なのは、地域で生活する一人ひとりの住民の意識化や意欲を生かした組織化であり、その成果を数値で計ることは難しいということをくみ取っていただき、人々の暮らしの中にあるさまざまな福祉課題・生活課題の発見、解決機能の向上に向けた継続的な普及啓発・理解促進を進めるとともに、実践を担う福祉関係者とのさらなる連携が図られるよう期待します。



---

## 部会・協議会・連絡会等からの提言

---

No.	部会・協議会 ・連絡会等	提言内容	関連提言	ページ
1	経営者部会	外国人労働者の雇用を取り巻く課題(日本語能力、専門性、在留資格等)の解決に向けた、福祉・介護業界のさらなる理解促進	6-1(1) 参入促進	24
2		給与等処遇の改善、キャリア形成や将来ビジョンを描くことができるようにするための、報酬基準の見直しや財源の確保	6-1(3) 労働環境・処遇の改善	24
3		福祉・介護の職場の魅力の発信や、誇りある仕事としての業界全体の底上げのための環境整備に向けた官民一体による取り組みの推進	6-1(1) 参入促進	24
4	児童福祉施設協議会	措置施設としての児童福祉施設の実態に合った入所児童定員数の見直しと、将来にわたっての十分な予算確保	4-2) 社会的養護、ひとり親世帯支援、DV被害者支援・加害者更生支援 6-1(3) 労働環境・処遇の改善	18、24
5	母子生活支援施設協議会	母子生活支援施設を利用する子どもの将来設計に向けた学習支援金や資格取得支援制度(保護者による目的外使用の制限策を含む)の創設	1-2) 貧困の連鎖の防止 4-2) 社会的養護、ひとり親世帯支援、DV被害者支援・加害者更生支援	7、18
6		母子生活支援施設の人員・拠点を活用し、入所児童や施設所在地域の低所得世帯の子ども等を対象とした「個別学習支援」「生活訓練」の実施と体制整備	1-2) 貧困の連鎖の防止 4-2) 社会的養護、ひとり親世帯支援、DV被害者支援・加害者更生支援	7、18
7		母子世帯の基本的な生活(衣食住)の安定を支え、きめ細やかな自立支援を行うための人材の確保(ボランティアも含む)	6-1(1) 参入促進	24
8		生活保護を脱却した母子世帯(低所得者世帯)が地域で安心して生活するための生活保障、教育・育児支援施策の見直し・立案	1-1) 自立相談支援、就労支援、中間的就労 4-2) 社会的養護、ひとり親世帯支援、DV被害者支援・加害者更生支援	7、18
9		DVにより母子生活支援施設に一時避難し、生活再建を目指す母子世帯のための、国レベルで解釈問答による、生活保護費(家具什器費)の特別基準設定の適用	1-3) 医療・住まいの確保 4-2) 社会的養護、ひとり親世帯支援、DV被害者支援・加害者更生支援	7、18

10	保育協議会	子ども・子育てのための県保育行政の充実に向けた、子ども・子育て支援三法における「神奈川県版子育て支援」の考え方の明示と、全県の関係者(政令市・中核市・市町村を含む)に対する説明の場づくり	4-(1)子ども・子育て支援新制度	18
11		保育人材の確保・定着に向けた、きめ細やかなサービス展開のための「保育士・保育所支援センター」への常勤職員配置	6-(3)労働環境・処遇の改善	24
12		保育士養成校入学生への保育士修学資金貸付金制度(入学金免除、卒業後5年間以上県内施設に勤務した場合返済免除等)の創設	6-(1)参入促進	24
13	老人福祉施設協議会	地域包括ケアシステムの構築に向けた、在宅サービスの量的確保(計画的な事業所認可)	2-(2)在宅サービス・施設等サービス等、費用負担の見直し	10
14		高齢者のみならず、その家族や地域の支え合い活動の支援に向けた地域アセスメント(地域診断)の実施	2-(3)家族支援の強化、避難行動要支援者支援	10
15		認知症サポーターをはじめとする、ボランティア育成のさらなる推進	6-(1)参入促進	24
16		有資格者以外のボランティア等、新たな担い手に対する介護保険業務上の明確な位置づけ(適切な報酬単価の設定等)	2-(1)地域支援事業・予防給付 6-(1)参入促進	10、24
17	障害福祉施設協議会	市町村による、現存の障害福祉事業(障害者地域生活サポート事業、障害者グループホーム等運営費補助事業)の継続と新規サービスの拡大。県による、市町村間の情報交換の機会設定。市町村ごとにサービスの内容・質に差異が生じないような指導・働きかけ	3-(3)グループホーム・ケアホーム一元化、地域生活支援事業(県単独補助事業、県一括交付金化事業)	14
18		障害者相談支援事業所の相談員がサービス等利用計画作成業務に専従するための、市町村による人件費補助(時限付き)や個別給付加算。県・国による人材確保の財源の見直し、作成期限の経過措置の検討	3-(2)相談支援事業	13
19		福祉分野に携わる学生の参入促進に向けた、奨学金制度・学費補助制度の創設	6-(1)参入促進	24
20		重度重複障害者等の支援における報酬単価の引き上げ	3-(1)第4期障害福祉計画・障害者計画	13
21		法・制度上、設置を求める有資格者の育成に向けた研修機会の増加と参加しやすい実施体制(障害保健福祉圏域開催等)に向けた見直し	6-(2)資質の向上	24

22	社会就労センター協議会	就労継続支援 B 型事業所の利用要件の撤廃	3-(4) 就労促進、障害者就労施設等への受注促進	14
23		施設外就労の運用の弾力化 (複数事業所によるユニット配置職員の共有、利用者 3 名以上という基準の撤廃)	3-(4) 就労促進、障害者就労施設等への受注促進	14
24		アセスメント・計画作成・モニタリングを要件とした上で、就労移行支援事業の標準支給期間の拡大もしくは撤廃 (就労以降支援事業所による意図的なサービス提供に対する罰則規定の検討を含む)	3-(4) 就労促進、障害者就労施設等への受注促進	14
25		就労移行支援事業所による就労定着支援の標準支給期間の延長	3-(4) 就労促進、障害者就労施設等への受注促進	14
26		市町村・県・国それぞれによる、優先調達法の周知・理解促進。障害者就労施設等への発注努力、共同受注窓口への支援の充実	3-(4) 就労促進、障害者就労施設等への受注促進	14
27		福祉医療施設協議会	無料低額診療事業のあり方の整理と「生活困難者」への事業対象者の拡大	1-(3) 医療・住まいの確保 4-(2) 社会的養護、ひとり親世帯支援、DV 被害者支援・加害者更生支援
28	更生福祉施設協議会	生活保護や生活困窮者に対する支援現場の理解促進と課題共有の場づくり	1-(5) 関係機関のネットワークづくり	7
29		生活困窮者支援に関する受け皿の拡大に向けた、生活支援・就労支援に実績のある事業所等への税制優遇措置の検討	1-(1) 自立相談支援、就労支援、中間的就労	7
30		社会福祉施設が地域活動に積極的に参加することのできる体制づくりへの支援地域とのネットワークづくりの基盤整備と情報整理を一括して行う団体・機関等の創設	7-(1) 地域における公益的な活動の推進	26
31		東京オリンピックの開催等を見据えた、日雇い労働市場とホームレス就労支援の連携促進	1-(1) 自立相談支援、就労支援、中間的就労	7
32		夜勤体制をとる救護施設への職員配置基準の引き上げ	6-(3) 労働環境・処遇の改善	24

33	地域生活施設協議会	障害者のニーズ把握等に基づく、社会福祉施設の計画的整備・拡充 (地域活動ホームの改修等の設備の充実、人員確保施策の立案等)	3-(1)第4期障害福祉計画・障害者計画 3-(3)グループホーム・ケアホーム一元化、地域生活支援事業(県単独補助事業、県一括交付金化事業)	13、14
34		医療機関の受け皿の確保に向けた、精神科病院との連携の推進	3-(6)関係機関のネットワークづくり	14
35	介護老人保健施設協議会	在宅での家族介護を見守り・支えるセーフティネットの構築 (介護老人保健施設拠点の活用の検討)	2-(3) 家族支援の強化、避難行動要支援者支援	10
36		介護人材の確保・定着・育成に向けた、介護報酬単価の引き上げによる財源確保	6-(3)労働環境・処遇の改善	24
37		超高齢社会にふさわしい介護老人保健施設への機能への評価・活用を通じた、県民の健康寿命の増進。高齢者の社会参加の促進と介護保険制度の充実	2-(1)地域支援事業・予防給付	10
38		介護老人保健施設協議会との協働による、中間施設としての介護老人保健施設の機能を生かした「介護予防リハビリサロン」構想の市町村でのモデル展開	2-(1)地域支援事業・予防給付	10
39		介護業界と他業界との給与格差の改善	6-(3)労働環境・処遇の改善	24
40		学校教育の過程における福祉教育のあり方の検討	2-(4)福祉教育・市民啓発	10
41		人材派遣会社や紹介、求人広告掲載を通じた看護職・介護職員確保への支援	6-(1)参入促進	24
42		現状単価に見合った介護保険制度の補足給付(食事代)の見直し	2-(2)在宅サービス・施設等サービス等、費用負担の見直し	10
43	民生委員児童委員部会	子ども・子育て世帯の状況に合わせた地域生活支援の仕組みづくりの推進 (民生委員児童委員が把握したニーズを連携支援につなぐシステムの実態化、コーディネーターの配置)	1-(5)、4-(6)関係機関のネットワークづくり	7、18

44		地域の見守り活動のために必要な個人情報や民生委員児童委員に提供する仕組みづくり	1-(5)、2-(5)、3-(6)、4-(6)関係機関のネットワークづくり	7、10 14、18
45		日常生活圏域における住民主体の活動の強化と、民生委員児童委員と共に地域の福祉活動を行う人材の確保	6-(1)参入促進	24
46	保護司部会	刑務所等矯正施設出所者の相談支援活動を行う保護司の活動支援	1-(5)、2-(5)、3-(6)、4-(6)関係機関のネットワークづくり	7、10 14、18
47		日常的な地域での保護司の活動をサポートするとともに、青少年指導員や民生委員児童委員等との課題共有の場づくり、関係機関・団体間で具体的な役割分担や連携がとれるようなコーディネーターの配置 (市区町村社協の総合相談機能、「地域定着支援センター」の機能の拡充等)	1-(5)、2-(5)、3-(6)、4-(6)関係機関のネットワークづくり	7、10 14、18
48		具体的に顔が見える・協働できる関係づくりに向けた、県域・広域における各種推進協議会等の役割・あり方の見直し	1-(5)、2-(5)、3-(6)、4-(6)関係機関のネットワークづくり	7、10 14、18
49	市町村社協部会	市町村による、新たな生活困窮者支援事業に向けた市町村社協等との相互協議連携・協働による地域の仕組みづくりの推進 (日常生活自立支援事業・生活福祉資金貸付制度等との連携や役割の検討／地域に根付いた仕組みづくりのために必要となる時間・人材の勘案／空き店舗・民家や公民館等を活動拠点としていくための行政役割の明確化／地域資源を活用した就労訓練事業(中間的就労)の場づくりに向けた国庫補助の創設／生活困窮の複合型連鎖の解決に向けた有識者会議の設定／生活困窮者支援モデル事業に関する具体的な情報提供／生活困窮者支援に携わる職員研修の開催／個別支援を終結までコーディネートする仕組みづくり／相談支援の具体的なガイドライン作成／町村部における県の実施体制に関する早急な明確化)	1-(1)自立相談支援、就労支援、中間的就労	7

50	地域支援事業「生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業」の慎重な検討と、現在の住民活動を生かした取り組みの推進 (ボランティアやサロン活動等を安易に活用する制度にならないよう、公的保障がある上で、行政や地域における活動が連携・協働して要支援者の生活を支えていく仕組みづくり／障害者や子どもなども包含し、地域全体の課題を住民参加で解決していこうとする地域活動を活発にしていけることのできる制度としての柔軟な運用／市町村社協における取り組みを踏まえ、その実践をより活発にさせていく「生活支援コーディネーター」の配置・生活支援サービスに関する協議体の設置)	2-(1)地域支援事業・予防給付	10
51	社協活動に関する全国的なPR活動の推進	7-(1)地域における公益的な活動の推進	26
52	ボランティアセンターを通じた点字・手話通訳ボランティアの育成。あんしんセンターでの権利擁護相談など、市町村社協の行う障害者支援事業に関する行政計画への明文化	3-(1)第4期障害福祉計画・障害者計画	13
53	避難行動要支援者の把握・登録に向けた、県・市町村行政による取り組み支援 (先進的な取り組みの情報交換の場づくり等)	2-(3) 家族支援の強化、避難行動要支援者支援 3-(1)第4期障害福祉計画・障害者計画 4-(6)関係機関のネットワークづくり	10、13 18
54	個人情報保護法の正しい知識や同法の扱い方法等に関する普及啓発 (簡易なマニュアル、簡易Q&A集の作成等)	1-(5)、2-(5)、3-(6)、4-(6)関係機関のネットワークづくり	7、10 14、18
55	制度の狭間や縦割りの制度を横につなげる活動の展開に向けた基幹部署の創設	1-(5)、2-(5)、3-(6)、4-(6)関係機関のネットワークづくり	7、10 14、18
56	子育て支援(ファミリー・サポート・センター)の安定的な運営費の確保	4-(3)児童発達支援センター事業、ファミリー・サポート・センター事業	18
57	中高生に向けた福祉の仕事の周知・啓発事業の開催 (福祉施設職員による出前講座の実施)	6-(1)参入促進	24

58	神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会	利用者ニーズに対応した障害者グループホーム加算の運用	3-(3) グループホーム・ケアホーム一元化、地域生活支援事業(県単独補助事業、県一括交付金化事業)	14
59		社会福祉法人・施設による人材育成の取り組みに対する評価	6-(2) 資質の向上	24
60		身体障害者の就労支援を目的とした公共施設等への自動販売機設置の努力義務に関する積極的周知	3-(4) 就労促進、障害者就労施設等への受注促進	14
61		障害者差別解消支援地域協議会への障害当事者・家族の参画	5-(2) 障害者差別解消法	21
62		発達が気になる子どもが法定健診等で経過見守りとなった際、親に対する専門相談機関やピアサポート等に関する情報提供の徹底	3-(2) 相談支援事業 4-(3) 児童発達支援センター事業、ファミリー・サポート・センター事業	13、18
63		災害対策法の改正趣旨を的確にくんだ上での、災害関係事項に関する第4期障害福祉計画・障害者計画への明記	3-(1) 第4期障害福祉計画・障害者計画	13
64		重度重複障害者・医療的ケアの必要な障害児者の生活実態や福祉現場の状況など、各議会議員が地域の実態を知る場づくり	3-(6) 関係機関のネットワークづくり	14
65		地域自立支援協議会に参画する学識経験者(大学関係者)のアドバイザー役割の発揮	3-(6) 関係機関のネットワークづくり	14
66		災害ボランティアセンターにおいて「誰がニーズを把握するか」「誰が救援物資を配るか」の事前検討と、災害ボランティアセンター設置マニュアルへの明記	3-(1) 第4期障害福祉計画・障害者計画	13
67		避難行動要支援者の具体的な定義に関する障害当事者・家族会との協議	3-(1) 第4期障害福祉計画・障害者計画	13
68	(N)神奈川県腎友会	人工透析患者との相互協議に基づく「透析介護施設」の増設 (人工透析室を施設内・敷地内に併設、介護保険・医療保険における低廉な利用者負担の設定)	2-(2) 在宅サービス・施設等サービス等、費用負担の見直し	10

69	神奈川県重症心身障害児(者)を守る会	親亡き後の重症心身障害児者支援に向けた「あんしんノート(施設入所者用・在宅者用)」の取り組みへの支援	5-(1)総合相談、意思決定支援	21
70		家族会が立ち上げた「相談サポート・ネットワーク」への、地域の仕組みづくりに向けた支援	5-(1)総合相談、意思決定支援	21
71	神奈川県自閉症児・者親の会連合会	障害者支援に携わる職員の使命感やモチベーションを支えるための、障害当事者・家族に向けた普及啓発の場づくり。職員と当事者・家族を仲介し、中立に関わるコーディネーターの設置	3-(5)福祉教育・市民啓発	14
72		通勤・通学支援などの日常生活の支援にかかわる自治会・民生委員児童委員・地区社協・ボランティアセンター等の組織を支えるための、福祉分野の専門性の高いコーディネーターの配置(実働者が困難を感じた際に即応できる仕組みづくり)	3-(5)福祉教育・市民啓発	14
73		自閉症スペクトラム児者に配慮した年齢相応のイベントや宿泊を伴う外出等、生活に広がりのある余暇を支援する「アクティビティコーディネーター」等、企画者・引率者の設置	3-(3)グループホーム・ケアホーム一元化、地域生活支援事業(県単独補助事業、県一括交付金化事業) 4-(4)余暇支援、ソーシャルスキルトレーニング	14、18
74		マンツーマンの付き添いだけではない移動支援の仕組みづくり(移動のターミナルポイントへの人員配置、何かあった時にヘルプを出せる場所の設定等)	3-(3)グループホーム・ケアホーム一元化、地域生活支援事業(県単独補助事業、県一括交付金化事業)	14
75		障害当事者が相談しやすい相談窓口づくりや、従事者にとって提供しやすい福祉サービスのあり方を検討するための、福祉サービス事業者に向けた「合理的配慮」に関する研修会の開催	3-(2)相談支援事業 5-(2)障害者差別解消 6-(2)資質の向上	13、21 24
76		障害特性の理解を進めるための訪問介護員・相談支援専門員養成講座の開催と、研修会・勉強会の充実	3-(2)相談支援事業 6-(2)資質の向上	13、24
77		避難行動要支援者支援時における個人情報の開示等を想定した、高齢・障害福祉関係者間のさらなる連携の推進	3-(1)第4期障害福祉計画・障害者計画	13
78		社協や市町村行政との協働による、一般市民に向けた障害理解に関する継続的な啓発活動(地域住民と障害当事者、家族が継続的に懇談できる場の設定)	3-(5)福祉教育・市民啓発	14

79		社会人になった障害者対象の「青年教室(仮称)」の開催 (金銭管理・健康保持のための知識・異性との付き合い方・インターネットを使用する際の注意点・大人としてのマナー・地域情報(障害者グループホーム紹介、スキルアップ講座情報)など、QOLを高める知識や権利意識を向上につながるカリキュラムの設定)	3-(3)グループホーム・ケアホーム一元化、地域生活支援事業(県単独補助事業、県一括交付金化事業) 4-(4)余暇支援、ソーシャルスキルトレーニング	14、18
80		社協による障害者の地域生活支援体制の充実に向けた支援 (憩いの場づくり、成人期の余暇支援等)	4-(4)余暇支援、ソーシャルスキルトレーニング	18
81		二次障害の予防に向けた、早期発見・早期療育のスクリーニングの促進 (幼稚園・保育園等での巡回相談、児童発達支援センターの役割発揮)	3-(2)相談支援事業 4-(3)児童発達支援センター、ファミリー・サポート・センター事業	13、18
82	(N)神奈川県障害者自立生活支援センター	障害者差別解消法において、国により、 ①「障害を理由とした差別」を明確に定義すること。ガイドラインで示す場合には、その検討の際に、障害当事者を多数参画させること ②合理的配慮義務違反に関して、民間事業者についても法的義務とすること ③「権利救済の機関」については、既存機関の活用ではなく、専門的機関を設置すること	5-(2)障害者差別解消法	21
83		障害者差別解消法において、県より国に対し、上記①～③を要望すること	5-(2)障害者差別解消法	21
84		県において、千葉県等の先進県の例にならい、障害者の差別を禁止する条例を制定すること。制定にあたっては、障害当事者を多数参画させること	5-(2)障害者差別解消法	21
85		障害者差別解消法に係る十分な広報周知	5-(2)障害者差別解消法	21
86		「地域協議会」などではない、市町村単位で合理的配慮等の判断を行う専門組織の設置	5-(2)障害者差別解消法	21
87	(N)じんかれん	「神奈川県重度障害者医療費助成制度」における、精神障害者保健福祉手帳1級入院、2級通院、2級入院への早期助成拡大。精神障害者に対する段階的な改善策の実施	3-(3)グループホーム・ケアホーム一元化、地域生活支援事業(県単独補助事業、県一括交付金化事業)	14

88		地域移行に見合った精神障害者向けグループホーム(住まい)と通所施設等の社会資源の整備	3-(3)グループホーム・ケアホーム一元化、地域生活支援事業(県単独補助事業、県一括交付金化事業)	14
89	(N)神奈川県障害者作業所連絡会	高齢期を迎えた障害のある単身者、家族支援が必要な障害者世帯に対する支援のあり方を検討する委員会(会議)の設置	3-(2)相談支援事業	13
90		障害当事者にとって分かりやすい情報提供(社会参加の視点から福祉制度・サービスを利用できることの発信、障害者とのコミュニケーション能力・障害者の特有の身体的特徴等についての適切なアセスメント、障害者本人による自己選択の支援)	3-(2)相談支援事業	13
91		相談支援事業所等が地域の小地域福祉活動や研修会情報等の情報を得られる機会の確保と仕組みづくり	3-(6)関係機関のネットワークづくり	14
92		小規模事業所(小人数の学習グループ、課題別グループ等)が行う研修会等への費用助成	6-(2)資質の向上	24
93		交付金化された「地域活動支援センター事業」の支援確保と充実	3-(3)グループホーム・ケアホーム一元化、地域生活支援事業(県単独補助事業、県一括交付金化事業)	14
94		重度障害者を含めた、働き方への側面的支援の予算復活。就労へつながる働き方の共同受注・販路拡大に向けた支援策の充実	3-(4)就労促進、障害者就労施設等への受注促進	14
95		神奈川県医療福祉施設協同組合	無料低額診療事業のあり方の整理と「生活困難者」への事業対象者の拡大	1-(3)医療・住まいの確保 4-(2)社会的養護、ひとり親世帯支援、DV被害者支援・加害者更生支援
96	本会(政策提言委員会委員)	幹部・管理職とは別立ての、各種団体・行政等職員向け「経営研修」の開催	7-(2)法人組織の体制強化	26
97		社会福祉法人の適正な経営に向けた注意喚起	7-(5)法人監督の見直し	26

98		社会福祉法人与行政との連携による、地域ニーズの正しい把握と必要なサービス提供量の確認 行政特区等を活用した成功例の造成と、モデルとなる具体的な計画例の発信	7-(1)地域における公益的な活動の推進 7-(3)法人の規模拡大・協働化	26
99	本会(地域福祉推進部 生活支援担当)	生活福祉資金貸付事業を通じた生活支援のための社協事務局体制の強化 (相談員の複数配置、スーパーバイズ機能の強化・充実、「緊急雇用創出臨時特例基金」終了後の財源確保)	1-(1)自立相談支援、就労支援、中間的就労 6-(3)労働環境・処遇の改善	7、24
100		生活福祉資金貸付事業と他制度・施策との関連、役割(位置づけ)の再確認	1-(1)自立相談支援、就労支援、中間的就労	7
101	本会(かながわ福祉人材研修センター(福祉人材センター))	無料職業紹介事業の強化 (潜在保育士・潜在看護師等ブランクがある有資格者の就職支援／若年層に対する福祉・介護の仕事の理解促進／保育所や介護施設の看護師など「ひとり職場」従事者に対する広域での仲間づくり・情報交換等の組織化事業)	6-(1)参入促進	24
102		「中間的就労支援」に準じた求職者支援事業等へのコーディネート機能の強化 (福祉・介護の一般的な就職相談では支援が困難な層への対応／「中間的就労支援」に準じた求職者支援事業の創設／包括的な相談支援を行う専門相談員の配置)	6-(1)参入促進	24
103	本会(かながわ権利擁護相談センター「あしすと」)	日常生活自立支援事業費の確保。地域住民、関係機関等への周知啓発、広報の強化	5-(4)日常生活自立支援事業、成年後見制度	21
104		市町村における市民後見人養成事業、市町村社協における法人後見事業等の取り組み推進	5-(4)日常生活自立支援事業、成年後見制度	21
105		市町村における成年後見制度利用支援事業等補助制度の充実	5-(4)日常生活自立支援事業、成年後見制度	21
106		社会福祉施設・事業所等における当事者向け成年後見制度関連研修会の開催	5-(4)日常生活自立支援事業、成年後見制度	21
107		市町村域での「権利擁護・成年後見(推進)センター(機能)」の設置・推進	5-(1)総合相談、意思決定支援	21
108		専門職・地域住民での「積極的な権利擁護」の理念の共有	5-(5)福祉教育・市民啓発	21

109		地域ケア会議の必須化をふまえ、事例を通じての専門職と地域住民活動との連携の促進 (地域包括支援センターと社協の連携の強化・促進による「小地域」を基盤とした総合相談の展開 (発見から相談、解決、見守り・再発防止までを地域内の多様な担い手で展開))	5-(5)福祉教育・市民啓発	21
110		地域(小地域)をベースとした社会的な居場所(誰もが社会参加できる場)づくりの推進 (新たな地域資源の創出)	5-(5)福祉教育・市民啓発	21
111		制度の狭間や潜在しやすい課題に関する実態調査の実施 (身元保証人を立てることが難しい方の住居・就労・福祉施設入所契約、身寄りのない高齢者等の緊急時の金銭管理、無料低額宿泊所やケア付き高齢者住宅等の金銭管理等の任意契約・住環境の状況等)	5-(1)総合相談、意思決定支援	21
112	本会(かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局)	日常生活自立支援事業において、利用者死亡後の財産引受人が定められない場合でも、受託社協が通帳等の預かり物を長期間預かることのない仕組みづくり	5-(4)日常生活自立支援事業、成年後見制度	21
113		日常生活自立支援事業において、利用者死亡後に相続財産管理人選任の申立をする場合、受託社協が予納金を負担せずにすむ仕組みづくり	5-(4)日常生活自立支援事業、成年後見制度	21

注) 提言項目は、各部会・協議会・連絡会等からの提言内容のほか、6月・7月の2回にわたり、政策提言委員会にて行った意見交換会で得られた内容を追加しています。



---

## 參考資料

---

## 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 政策提言委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県社会福祉協議会（以下「本会」という。）政策提言委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 県民・福祉サービス利用者にとって望ましい福祉社会の実現を目指し、社会福祉政策、制度及び予算の充実について、幅広く社会全体へ政策提言するため、政策提言委員会を設置する。

### (事業)

第3条 政策提言委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉政策や社会的な課題に関する提言
- (2) 社会福祉政策や社会的な課題に関する調査研究
- (3) 提言実現のための取り組み
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

### (委員)

第4条 政策提言委員会は12名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、本会正副会長及び会長が委嘱する者とする。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げないものとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (正副委員長)

第6条 政策提言委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、本会会長とし、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

### (臨時委員)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、第4条に規定する委員以外の者を臨時の委員として委員会に出席させることができる。

### (会議)

第8条 政策提言委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

### (委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成23年8月3日から施行する。

2 第5条の規定に関わらず、当初の委員の任期は平成25年3月31日までとする。

政策提言委員会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

No.	選 出 区 分	委員氏名	備考
	所 属	職 名	
1	本会会長	篠原 正治	◎
	(福) 横浜長寿会	理事長	
2	本会副会長	加茂坂幸昌	
	(福) 恩賜財団神奈川県同胞援護会	会長	
3	本会副会長	浅野 朝子	
	神奈川県民生委員児童委員協議会	会長	
4	本会副会長	高橋 政勝	
	(福) 大和市社会福祉協議会	会長	
5	その他会長が委嘱する者 (施設運営に知見を有する者)	鶴飼 一晴	
	(福) 唐池学園	理事長	
6	その他会長が委嘱する者 (当事者活動に知見を有する者)	石橋 吉章	
	神奈川県心身障害児者父母の会連盟	政策委員長	
7	その他会長が委嘱する者 (福祉サービス第三者評価に知見を有する者)	鈴木 治郎	
	(N) 神奈川県障害者自立生活支援センター	事務局長	
8	その他会長が委嘱する者 (権利擁護に知見を有する者)	内嶋 順一	
	横浜弁護士会	弁護士	
9	その他会長が委嘱する者 (精神保健福祉に知見を有する者)	戸高 洋充	
	(N) 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会	理事長	
10	その他会長が委嘱する者 (福祉経営に知見を有する者)	薄井 照人	
	(株) 川原経営総合センター	常務取締役	
11	その他会長が委嘱する者 (学識経験者)	臼井 正樹	○
	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科	学科長、教授	

---

平成26年9月発行

発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会  
総務企画部 企画調整・情報提供担当  
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内  
TEL 045-311-1423 FAX 045-312-6302  
E-mail kikaku@knsyk.jp URL <http://www.knsyk.jp>

---



社会福祉施設総合損害補償

# しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

## プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

### ① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年職種級別A級

▶補償金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	初期対応費用(期間中)	500万円	500万円
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)
	利用者傷害死亡事故弔慰金		死亡(重度後遺障害) 100万円(78~100万円)
	利用者傷害事故見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

### ▶年額保険料(掛金)

定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) + 【見舞費用加算】  
定員1名あたり  
入所: 1,300円  
通所: 1,390円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 施設の医療事故補償

- ② 個人情報漏えい対応補償
- ③ 施設の什器・備品損害補償

## プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

### ① 入所型施設利用者の傷害事故補償

### ② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年職種級別A級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
① 入所型施設利用者	1,310円
② 通所型施設利用者	990円

- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償  
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

## プラン3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

### ② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年職種級別A級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員の 1名1口あたり	3円(1日あたり) 780円(年間:週5日勤務の場合)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記までお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人  
**全国社会福祉協議会**  
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン  
TEL:03(3593)6433

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

(SJ13-12122 2014.2.13作成)

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(賠償責任保険][普通傷害保険][労働災害総合保険][約定履行費用保険][動産総合保険])です。  
日本興亜損保と損保ジャパンは、関係当局の認可等を前提として、平成26年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。